

件名 1 ; 新総合体育館の改善や見晴らし問題などについて

Q 1 : 3月議会で吉水議員から問題とされた、観覧席不足の問題と駐車場不足の問題について、その後どうなったか？

私としては、3月議会で述べたように、駐車場については、既存方針を進めてもよく、完成後の状況を見てから増大検討すればいいと思うが、観覧席は今の段階で既存設計よりも増やすよう改善するべきと考えるが。

A 1 : 駐車場につきましては当初計画通りであります。観覧席につきましては、当初設計では108席ありましたものを、利用可能な空間を最大限活用することにより98席を追加して合わせて206席確保できました。

Q 2 : 3月議会で福田議員が、体育館を含む再開発地域の姿が、公共用地の形が凸凹でおかしいと指摘したが、公共用地の形がきれいな四角形とか円形でなければいけない、という決まりがあるのか？
そんな決まりやルールがあるとは思えないが、どうか？

A 2 : 公共用地の形につきましては、議員ご指摘のとおりです。

Q 3 : 同じく3月議会で福田議員が、「体育館の南隣が光亜興産の土地になったから、こういう区画整理では、光亜興産が建物を建てたら体育館の景観が台無しになる、京阪電車から体育館が見えなくなってしまう」、と批判した。

しかし光亜興産の土地のさらに南側、旧6中グラウンドの南半分と今は市の駐車場になっている元「つどいの家」の区画、すなわち京阪電車線路北側の区画は、市役所本庁舎の建設予定地である。

こここの位置にどういう形の本庁舎が建つのかは全く未定だが、今の別館の位置に食い込んで建てる事はあり得ないし（もしそうすれば、本庁舎が建たないうちから別館取り壊しになるから）、京阪電車から新体育館が望めるような3階建て以下の高さにする事もあり得ないから、光亜興産が何を建てるのであれ、本庁舎が新規建設されたあかつきには、「京阪電車からの新体育館の見晴らし」は阻害されるのではないか？

A 3 : 新庁舎を建設する用地にはなっていますが、新庁舎の計画はまだ何もないたため、体育館の見晴らしについては、現在のところわかりかねます。

Q 4 : 「京阪電車からの新体育館の見晴らし」を確保することを最優先するならば、京阪電車線路北側に新体育館を建てるしかないが、その場合は、今使っている旧6中グラウンドの南半分をつぶすことになる。

また、市役所本庁が「線路そばで、2つの道路に面した場所」から、「線路から離れ＝駅から少し遠くなり、1つの道路にしか面しない場所」となり、利便性は低下してしまう。

そういう事を考えると、今の新体育館の位置が、少なくとも新たに生じた建設可能地の中では、旧市民体育館に最も近い位置だということも含めて、ベストと言えると思うが、どうか？

A 4：現状、我々も望ましいと考えております。

Q 5：旧 6 中グラウンドは、ここ当分はこのまま使用できるのではないか？

「使用できなくなる」のはいつの段階か？「光亜興産が何か建物を建てる」のは、いつの段階か？

A 5：中期財政見通しでお示ししておりますとおり、29 年度以降に新たなグラウンドを作るまで、このまま使用できると聞き及んでおります。

Q 6：また、光亜興産に対して、あらかじめ市と市民の要望として、新体育館にあまり接近して建てないよう、体育館の景観には配慮して建てるよう、要望を強く伝える事で双方も満足を図る事が出来るのではないか？

A 6：教育委員会といたしましては、現時点においては具体の計画は決まっていないと聞いており、今後明確になった時点で、必要に応じて検討いたします。

件名 2：ルミエールホールでのザイトクによる朝鮮人差別集会企画事件について

「反ザイトク先進施策」を 2 月の公開研修で誇った門真市が、4 月にザイトク川東主催でルミエールホールでの「5/11 ザイトクによる朝鮮人差別宣伝集会」の使用許可を出してしまい、スッタモンダして、やっと 5/2 に使用許可を取り消したという、実にみっともない、かつ在日コリアンや門真市民の尊厳を傷つけてしまうという事件があった。

許可取り消しの過程を経て、「雨降って地固まる」となって一安心出来たが、この経過は痛苦的な反省の姿勢で検証し、今後役に立てていかなければならない。そういう観点から質問を行なう。

Q 1-1：「在特会の川東」とはどのような人物で犯歴や民事訴訟も含め、いつ、どういう集会をやるためにルミエールホールに来たのか？

A 1-1：この人物につきましては、窓口における本人の発言とインターネットで公表されている情報などから、徳島県教職員組合事務所や京都朝鮮第一初級学校に関する事件において、逮捕、起訴され、有罪判決を受けるとともに、奈良県の水平社博物館で差別的な街宣を行ったことから民事訴訟を提起され、賠償命令が確定した者であると認識しております。

この申請者は、4 月 14 日 11 時頃、「多文化尊重の時代 朝鮮の食糞文化を尊重しよう」というテーマで講演会を行いたいと来館しました。

Q 1-2 : その時ルミエールホールはどういう対応をしたのか？「使用許可」を出したのはなぜか？

その背景には、「ザイトクであっても使用申し込みをされたら、少なくともいったんは許可するしかない」という教委の認識が影響したのではないか？

A 1-2 : 館長は申請内容を聞き取り、生涯学習課に電話連絡を行いました。

本市では、公共施設の使用の許可申請書等の内容を総合的に判断し、各施設の管理に関する条例及び規則等に抵触する場合については不許可とする考え方を備えておりましたが、条例及び規則等に抵触する場合に関する具体的な検証が不十分であり、申請内容によって申請を保留したり、ただちに不許可とした事例がこれまでなかったことから、申請を許可することを承諾しました。

Q 2-1 : 「5/11 集会」に使用許可を出す事によって、ザイトク側はHPでどういう宣伝をしたのか？

おぞましい内容の差別宣伝だったのではないか？

A 2-1 : 申請者が活動している団体のホームページのうち「門真市民文化会館で講演会！！」というタイトルの記事において、協賛として、「学校給食で朝鮮子弟には『うんこ』を食べさせようの会」

「クラスター爆弾を愛する市民の会」、「日本で安全に売春をする方法を伝授する変態新聞愛好会」など、人種、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別と考えられるような団体名称が掲載されました。

※戸田補足 : 「チーム関西HP」での5/11集会宣伝の一部を紹介する

Q 2-2 : その差別宣伝はいつまで続いたのか？その記事自体は今でも残っているのではないか？

A 2-2 : 本日においても同ホームページに掲載されていることを確認しました。

※戸田補足 : 今も「消えていない」問題の指摘

Q 3-1 : 「門真市のルミエールホールでこのようなおぞましい差別集会が行なわれる」という宣伝をする根拠をザイトクに与えてしまったのは、差別される側や差別を怒る側の住民市民からすれば、「門真市ルミエールホールが朝鮮人差別扇動に（施設提供によって）協力している」と思われても仕方ないのではないか？

A 3-1 : 非常に差別的で、人の尊厳が損なわれる内容が公表され、そのような事情を知らない方が本市の姿勢を誤解されたことは誠に遺憾でございます。

Q 3-2 : こういう事は、門真市と門真市民の名誉や「住民の尊厳」を著しく傷つけるものではないか？

A 3-2 : 公表された内容は人の尊厳が損なわれるものであり、このようなことが行われてはいけないと考えたからこそ、許可の取消しに向けて、指定管理者などと調整を図るに至りました。

Q 3-3 : この件は 4/24 の参院法務委員会で有田議員の質問にも取り上げられ、「ザイトクの差別扇動集会に施設使用許可を出した」最低の門真市と、不許可にした立派な山形市が対比させられている。

4/24 当時は、まだ水面下で取り消しに向けた調整をしている段階だったとはいえ、門真市の名前がこういう形で出たのは非常に不名誉な事ではないか？

A 3-3 : 不名誉なことではございますが、このようなことにつながった有田議員のご発言につきましては、後日ホームページで公開された内容を門真市民文化会館が全て承知したうえで許可をしたと受け止められるような部分もあり、このような取り上げ方をされたことは誠に心外です。

Q 4-1 : しかし振り返って見ると、「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」という考えは、行政として当然の事であり、これを否定する行政は無いと思うが、市教委としてもそのように認識しているはずだが、どうか？

A 4-1 : 本市の基本的な考え方として、4月11日に市ホームページへ、また毎日新聞4月19日朝刊に掲載されたとおり、市民の人権を守る立場として、市民の安全と尊厳を守ることは行政の責務であると認識しております。

Q 4-2 : 「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉や概念については、私が2011年9月議会を皮切りにザイトク（ヘイトスピーチ勢力）問題について議会で取り上げつつ、適切な概念を模索してきた経過の中で、

2013年3月議会本会議一般質問で、門真市は他市に先駆けて、

「民族差別や罵声暴力行為に対しては、住民の安全と尊厳名誉を守る立場で毅然たる対応を取る」行政姿勢を明示し続けている。

という表現を使い、市もまたその事実を認める立場で答弁した事を契機として、

それ以降、私にとっても門真市や市教委にとっても、門真市・市教委の人権行政・反ザイトク施策のキーワードとして共通の認識になったものである。

これについては、教委も異議がないはずだが、どうか？

A 4-2 : これまでも、市の基本姿勢として御答弁申し上げてきたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されるものではないとの考えに基づき、市民の人権を守る立場の市として、どなたに対しても毅然とした対応を行うこととしており、市民の安全と尊厳を守る行政責務について、当然認識しております。

Q 5-1 : この問題では、教育長初め教育委員会の圧倒的多数は、「住民の安全と尊厳を守る行政責務を果たす」という、「反ザイトク先進施策」を門真市が採っている事を理解し、「こんなおぞましい朝鮮

人差別集会に施設を貸すべきではない」、という理念を抱いていたはずだが、どうか？

A 5-1：本市のこれまでの答弁においては、何度もヘイトスピーチに関して取り上げていたことから、市民の人権を守る立場を明確にしていることを理解しており、先ほども申し上げたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、どなたにおかれましても許されるものではないとの考えを持っておりました。

Q 5-2：しかし実際に起こった事は、5/2 取り消し決定通知を出すまでは、朝鮮人差別負担行政と言われても仕方ないような形だった。なぜこういう不本意なギャップが生まれてしまったのか？

元々、直接の判断者は独立した指定管理者であり、かつ教育委員会としては非常勤の教育委員の方々の同意を必要とし、また市長部局との統一姿勢も配慮せねばならず、しかも市長部局と言っても一様ではない、というような困難性を抱えているためではないか？

また、「差別集会は許せない」という理念は持ちつつも、法務関係筋から「許可取り消しは憲法の言論の自由に違反する。裁判されたら負ける。だから許可取り消しはすべきではない」、と旧来理論で押されると、それに反駁して押し返すだけの見識とリーダーシップを発揮出来るような理論武装にはほど遠かったからではないか？

今から振り返ってどうだったのか、組織的省察を持って述べられたい。

A 5-2：4月15日に公表された内容のうち、差別的な名称の協賛団体が含まれていることなどを認識してから、5月2日に利用許可の取消しを通知するまでに日数を要したことは、申請者への意見聴取や様々な課題の想定など多くの調整を図る必要があったためでございますが、これにより、新たな知見を加えた総合的な判断を行うことができたものと認識しております。

Q 6：4/9 毎日新聞で「2/21 門真市の反ザイトク施策研修会」が「門真市はヘイトお断り」的な見出しの下で大きく取り上げられた。にもかかわらず、施設の利用が許可され、その後、川東のホームページ公表内容と大きな隔たりがあることがわかり、このことについて私が生涯学習部長と話をしたとき、部長は

「申請時はネットで仮予約もできるし、申請時での許可制限は非常に難しい。許可した以上は、取消しに向けての検討が必要である。」

と言っていたし、私もその時はそれもやむなしかと思っただが、

実際には、いったん許可したものを取り消すのは非常に手間がかかって問題が複雑だし、差別企画の宣伝を許してしまう。

だからこういう方法論は、現実をシビアに想定したものではなく、法理論や手続きの深い考察もなく、非常に浅く甘い考えだった、と反省しないといけないのではないかと？

率直な見解を述べて欲しい。

A 6：このような内容の申請が実際にあった場合の想定が十分であったとは言い難く、この点につきましては検討が不足していたことを反省しております。

許可の取消しには大きな負担が伴うことは事実であることから、今後は、状況に応じて一度保留し、十分な検討を行うよう取扱いを見直しております。

Q 7 : 「門真市がザイトクの朝鮮人差別集会に施設を貸した！」という情報がネットで拡大し、門真市内外の人から「こんなおぞましい集会に施設を貸すな」という抗議や要望がかなり寄せられたはずだが、それについて、いつからいつまでの間で、どれくらいの件数で、主にどのような内容だったのか、どのような人達から寄せられたのか、を述べられたい。

A 7 : 本件に対する抗議等につきましては、4月14日から4月30日までに、電話が3件、メールが29件ございました。

内容につきましては、主に利用許可を取り消すべきであるというもので、大阪府民のほか東京都や愛知県の方からのご連絡もありました。

Q 8 - 1 : 4/24の有田議員国会質問に関して、有田議員事務所とのやり取りの実態について詳細に明らかにされたい。

A 8 - 1 : 人権女性政策課に確認したところ、毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事の内容や申請者が活動している団体のホームページから本市施設への利用許可申請を許可したことについて有田議員事務所から問い合わせがあったと聞いております。

これに対して人権女性政策課は、現在対応を検討しており、お答えできることはないとお伝えしたところ、国会でヘイトスピーチに関する質問を検討していると告げられたと聞いております。

なお、教育委員会としては有田議員事務所とやり取りしたことはございません。

Q 8 - 2 : また、戸田は全く知らされなかったが、それはなぜか？

A 8 - 2 : 人権女性政策課に確認したところ、有田議員事務所より国会質疑に本市の事例を取り上げるため資料提供をしてほしいという依頼がありましたのは6月3日が初めてだったと聞いております。

Q 8 - 3 : 4/24 参院法務委員会の動画を見た部署はどこどこか？

A 8 - 3 : 生涯学習課、人権女性政策課及び法務監察課であると認識しております。

Q 8 - 4 : その動画での質問答弁内容は文書記録したのか？

また、その文書記録は庁内で情報共有したか？ 内容をしっかり分析したか？

A 8 - 4 : 人権女性政策課が国会動画を閲覧するとともに、本市に関連する答弁を要約筆記し、後日、参議院法務委員会の会議録により内容を確認し、生涯学習課及び法務監察課と情報を共有しております。

また、山形県から入手した条例等の資料や法務副大臣と自治行政局長の答弁をもとに分析を行いました。

Q9：市民から許可取り消しを要請する電話があった時に、牧藪生涯学習課長が、非常にまずい対応をしてしまった。

詳しい内容は私の掲示板に書いたが、紹介すると、

↓↓↓

＜門真市生涯学習課長との電話でのやりとり（他市の市民Bさんより）＞

4月25日（金）、14:50～15:10。

門真市生涯学習課に電話をし、生涯学習課長の「まきぞの」氏と話をしました。

当初、人権政策課に電話をし、今回の件での責任（担当）部局はどこですかと尋ねたところ、水野さんという方が「生涯学習課です」と回答したので、そちらへ転送してもらいました。

以下、生涯学習課長「まきぞの」氏とのやりとり。（記憶に基づく大筋です。）

=====

当方：5月11日に在特会の元副会長・川東なる人物が、門真市で講演会を開くと聞いたが、本当ですか。

課長：そのとおりです。

当方：「門真市では、在特会のような排外主義団体には施設を貸さないと決めた」、と聞いているが、なぜ施設を貸すようなことになるのですか。

課長：貸さないと決めていない。

当方：市議の戸田さんが2月に開催した「門真市の先進施策説明会」に参加したが、私の理解は「門真市はザイトクなどの差別排外主義者には施設を貸さない方針で動いている」というものだが、そうではないのか。

課長：憲法上の問題もあり、特定の個人に貸さないということとはできない。

当方：奈良の水平社博物館への差別街宣で川東は、民事訴訟で、名誉棄損で敗訴している。

京都朝鮮学校襲撃事件でも刑事・民事ともザイトク側は敗訴している。

法律上も彼らの街宣は、表現の自由とはまったく別物であると認定された。

むしろ、こういう者たちの差別言動が放置されることにより、「表現の自由」が侵害されるし、さらには生存権さえ侵害されている。

課長：特定の相手に施設を貸さないということとはできない。

当方：あのような催しに施設を貸す行為自体が「憲法違反」でしょう。

あなたは「言論は人を殺す」ということをご存じないのか。

課長：わかります。

当方：ザイトクがやっていることは、まさにそれでしょう。

5月11日に彼らが、門真市のルミエールでやる集会の案内を見ましたか。

課長：見ました。

当方：あんな集会がなぜ許されるの。朝鮮の方々を人間扱いしてないでしょ。

課長：そうですね。

当方：じゃあ、なぜ施設を貸すのか。

課長：「特定の相手に施設を貸さない」ということはできませんので。

当方：人倫にもとるような内容の催しに施設を貸さないのは、当然の処置ではないのか。

むしろ、貸すほうが、憲法上も法律上も大問題だ。

同じ例として、仮に、部落差別を扇動する催しだったら施設を貸しますか。

課長：・・・・・・・・（無言）

当方：部落差別を扇動し、助長するような催しは、どこの自治体でも施設を貸していないですよ。

朝鮮人差別の問題となると、なぜ異なる対応になるのか。

課長：「特定の相手に施設を貸さない」ということはできませんので。

以下、いろいろ追及しても、堂々巡り。

=====

◆この市民からの報告書の内容に誤りはないはずだが、どうか？

いくら税金部署から移ったばかりとはいえ、市全体の反ザイトク先進施策、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を普通に踏まえていれば、こういう対応はしなかったはずだ。

また教育委員会全体が反差別で許可取り消しの方策に懸命に動いているのに、ルミエール所管の生涯学習部・生涯学習課の課長の対応がこれではあまりに酷すぎる。

「今詳しくは言えませんが対応を鋭意検討中です。今はこれでご理解下さい」くらいの事なぜいおうとかなかったのか？

明らかに「部落差別はダメだが、朝鮮人差別はそれほどでもない」という感覚を持っているとしか思えない。もしくは人権と差別問題への認識と論理思考が極めて不十分であるかだ。

牧蘭課長の反省の弁と、今後の自己研鑽の決意の表明を求める。

A 9：◆柴田部長の特別答弁！

牧蘭課長へのご質問であります。代わりに私よりご答弁申し上げます。

たしかに、課長の電話対応は、ことば足らず、説明不足であったことは否めません。

その点につきましては、私からお詫び申し上げます。

しかしながら、「部落差別はダメだが、朝鮮人差別はそれほどでもない」、などは決してありません。

いやしくも、民族差別をはじめ、あらゆる差別は許されるべきでないという考え方を市として広く示し、そして、そのことを何よりも大切に思い活動されている戸田議員がおられる、わが門真市において、そのような考え方を持つ職員は誰ひとりとして存在いたしません。いるはずもありません。

そのため、日々、研さんに努めているところであります。

そのことを強く申し上げ、本質問に対する答弁といたしたく存じます。

よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

※戸田補足：今後は重々気をつけて欲しい。

Q10：この問題では、私は川東の4/14申し込み翌日から情報を得て、市や市教委の各部署に対して何度となくメール送り、生涯学習部の部課長はもとより、教育長や副市長、法務監察課を中心に総務部の部課長、人権女性政策課を中心に市民生活部の部課長、ほか総合政策部の部課長などにも面談して、許可取り消しの理論的説得や戦術提起、状況分析、対策協議などを行なってきた。

川東の企画があまりにおぞましいものだったので、これはすぐに許可取り消しにもっていけると考え、それゆえしばらくこの問題は私のHP掲示板でいっさい公表せずに水面下で動いてきた。

しかし、私の合理的な予想に反していつまで経っても許可取り消し方針が定まらず、事態が長引く一方なので、やむなく申し込みから2週間後の4/28(月)から問題を公表して許可取り消しを訴えている。

そしてようやく5/2に許可取り消し通知を出すに至ったのだが、4/14申請許可から5/2許可取り消しに至るまで、庁内でどういう協議や手続きがあったのか、

指定管理者や教育委員との対応も含めて、節目節目となるものを説明されたい。

川東側～ザイトク側～がどういう反駁などをしたかも、主なものを紹介されたい。

A10：4月14日から5月2日までの経過において、主なものをご説明します。

4月14日：申請者が門真市民文化会館に来館。

5月11日午前、会議室1の利用許可申請を行い、会館はこれを許可。

15日：申請者が活動している団体のホームページにおいて、申請時の窓口対応を記録した音声ファイル等を公開。

同日、会館は生涯学習課に対して報告書を提出。

指定管理者、人権女性政策課及び生涯学習課で今後の対応について協議を開始。

19日 この件の発端となった毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事にして、改めて本市の考え方を示した「施設使用の見解公表」という記事が毎日新聞朝刊に掲載。

21日 申請者が活動しているホームページにおいて、協賛団体が増えたことなどを確認。

25日 指定管理者は生涯学習課長に対して許可の取消しを検討するため教育委員会の考え方を示してほしい旨を依頼。

28日 教育委員と定例会の後に協議を行い、指定管理者に対して「門真市教育委員会の考え方」を回答。

指定管理者は申請者に意見聴取を行いたいため承諾を求める旨を依頼。

生涯学習部長は指定管理者に対して意見聴取を行うことを承諾。

30日 申請者は指定管理者の意見聴取に対して回答書を提出。

5月2日 指定管理者は教育委員会に対して利用許可の取消しについて承諾を求める旨を依頼。

同日、生涯学習部長は指定管理者に対して利用許可の取消しについて承諾。

指定管理者は申請者に対して利用許可の取消しについて通知。以上でございます。

Q11：この「5/2に許可取り消し通知」には、「門真市教育委員会の考え方について」という文書も添えられており、これは非常に優れた見解文書だと私も感心したが、その全文を読み上げた上で、特徴やポイントを述べられたい。

A11：それでは、「門真市教育委員会の考え方について」を申し述べます。（別紙参照）

この考え方のポイントといたしましては、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するのみならず、文化・教育の拠点施設であるからこそ、より差別行為は許されないという姿勢を明確に示すとともに、市民目線に立った総合的な判断を行うことを明らかにしたところでございます。

Q12：「5/2に許可取り消し通知」以降、5/11集会の予定日当日まで、どのような事があったか？
教委や指定管理者はどのようなことをしたか？

A12：5月2日から11日までの経過について、主なものを説明します。

5月2日付けの利用許可の取消し以降、申請者は申請者が活動している団体のホームページに通知等を掲載。

10日、申請者は指定管理者に対して不服申し立て書を提出。

11日、申請者の来館に備えて門真市民文化会館で生涯学習部及び人権女性政策課職員が待機しましたが、申請者は現れませんでした。以上でございます。

Q13：5/11以降、現在までの間で、川東やザイトク側からはどういう対応がされているか？

A13：6月13日、申請者より不服申し立て書の取扱いについて尋ねるとともに、行政不服審査法に基づく審査請求を行いたいとの問い合わせがあったと、指定管理者から聞いております。

Q14-1：今回の事件で、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を真に果たすための新たな法理論や行政運営指針、裁判対策などの情報収集・学習・研鑽の必要性を痛感したと思うがどうか？

A14-1：法令や判例、他市の事例や様々な機関との連携などについて、より学んでいかなければならないと感じております。

Q15-1：ザイトク・ヘイト対策について、「今度はぶれない」、「これから研鑽を重ねて全職員のレベルを向上させる」、という決意で、庁内での模索が続けられたようだが、どのような模索や市長部局も含めた協議があったのか？

A15-1：5月9日に行った部局長連絡会において、生涯学習課から本件の経過や「門真市教育委員会の考え方」を説明したほか、人権女性政策課から「門真市における公共施設の使用許可等に関する考え方（暴力団排除以外）」という資料が示され、全庁的に情報を共有しました。

その後、人権女性政策課には庁内からの問い合わせもあり、ヘイトスピーチに関する事などについてさらに認識を深めていかなければならないと考えていると聞いております。

Q15-2：そしてつい最近、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム勢力と公共施設運営の関係で7/25に全部署

の職員を対象にした「職員研修」が企画された、と聞くと、これはどういうものか？

日時・会場・参加者の具体・研修内容・講師・市長部局との関係など、7/25 職員研修会の具体を説明されたい。

A15-2：この研修につきましては、7月25日午後、定員 人の門真市保健福祉センター多目的ホールにおいて2回にわたり、ヘイトスピーチに関する基礎知識や自治体として留意すべきことなどを習得することを目的として、人権女性政策課が企画し、人事課が主催するものであると聞いております。

本研修につきましては、施設の管理運営を日常的に行っている職員やこの問題に関係の深い部局の職員を主な対象者としながら全職員を対象に、テーマを「ヘイトスピーチにどう向き合うか～国内現行法と人種差別撤廃条約から考える～」とし、

講師は、ヘイトスピーチ問題に詳しい東京造形大学の前田朗教授に依頼していると聞いております。

なお、この教授は、国内法と人種差別撤廃条約の関係について研究されていると聞き及んでおりません。

件名3：コンプライアンス破壊悪化させる体育協会の問題について

Q1：「吉水議員による議員政治倫理条例への違反と体協の責任」に関する、体協の対応や言い分について、2013年8月（吉水議員に審査請求）から2014年6月までの間でどうなっているか？

いつ、どこで、誰が、誰に対して、口頭でか文書でか、教委とのやり取りなどを出来るだけ詳しく！

A1：2013年10月7日：田中体育協会理事長より副会長を吉水議員から新しい方へ変更した平成25年9月1日付け名簿が教育委員会に提出される。

2013年10月24日：26年度の事業及び諸手続きの打合せの中で新たな名簿に関し、スポーツ振興課長より田中体育協会理事長に対し、口頭で「吉水議員が体育協会理事に就いていることについて問題ではないのですか」と指摘

これに対し、田中体育協会理事長は口頭にて「議員個人の問題であるため体育協会は関係ない」旨の発言

※その後この件に関しては返答なし

2014年4月11日：ルミエールホールで開催された体育協会評議委員会の場で宮本会長より教育委員会に対して書面にて申入書が提出される。

2014年4月25日：教育委員会より体育協会に申入書に対する回答書を書面により提出する。

2014年5月19日：教育委員会からの回答を受け、宮本会長・田中理事長が来庁。

宮本会長より、口頭で

「条例違反をしているのは議員個人であり体育協会は関係ない。」

「理事を派遣しているのは各連盟である。教育委員会から条例違反の話は聞いていない。」

旨の発言。

2014年5月23日：教育委員会より田中理事長に対し、メールにて26年度の体育協会及び傘下団体の名簿提出の依頼を行う。

※提出期限を5月30日（金）に設定

提出された名簿については、門真市議会議員政治倫理条例に係る審査のため、市議会議員の求めに応じて提供する場合があることから、提供可能な情報の範囲を示すよう依頼。

また、提供不可の情報がある場合は、その理由を明記するよう併せて依頼。

2014年6月10日：田中理事長よりメールにて26年度の体育協会及び傘下団体の名簿が提出。

記載内容は、各役員の役職及び氏名のみメール本文では、

「6月4日の理事会において、過去のような利用のされ方がなされないようにと、『住所、電話番号については記載しない』ことにしましたので、ご了承ください。」の記述。

※戸田追加Q：

「理事を派遣しているのは各連盟である。教育委員会から条例違反の話は聞いていない。」とは、どういう意味か？

「過去のような利用のされ方がなされないようにと」とは、どういう意味か？

Q2：

@2013年9月議会9/24文教委で教委は、

条例違反の状態が続くのであれば、教育委員会といたしましては、補助や助成の見直しを検討する必要があると考えております。

と答弁している。

@2014年3月議会3/19文教委で教委は

委員御指摘のとおり、団体のコンプライアンス意識は改善に向かっておられないと思わざるを得ないため、改めて団体に注意喚起をし、それでもなお改善の傾向が見受けられない場合は、教育委員会といたしましても重大な決断も検討せざるを得ないであろうと考えています。

と答弁している。

なるほど6/10提出の「2014年度役員名簿」によれば、政治倫理条例違反の形態は無くなっている。

しかし、

- 1) 9/24文教委時点で、吉水議員を体協理事にしている事を隠し、ソフトボール連盟相談役にしている事を隠し、柔道連盟顧問にしている事を隠して、それらを2014年度新人事まで継続させていた。
- 2) その役職問題が追求された3/19文教委以降も、5月後半頃に2014年度新人事となるまで、その3役職を継続させていた。
- 3) 「政治倫理条例違反への反帮助責任」について、2013年10/24の教委との協議段階で「議員個人の問題で体協は無関係」と口頭で答え、それっきりだったが、
●2014年5/19に宮本会長・田中理事長が教委来訪した時は、「条例違反をしているのは議員個人であり体育協会は関係ない」、という事に加えて、

「理事を派遣しているのは各連盟である。教育委員会から条例違反の話は、聞いていない。」として、より積極的に責任不存在を主張するに至っている。

●つまり、コンプライアンス無視の姿勢をより強く打ち出した！

それまで重ねてきた条令違反幫助や事実隠蔽への反省や謝罪は皆無でより悪質化している！

- 4) ■教委には居丈高に「回答期限内に文書回答せよ」と求める一方で、議員の戸田からの質問に対しては、2013年「5/17 公開質問状」に対しては、田中理事長が「個人的な見解」のみを出してきて正式回答をよこさなかったが、2014年「5/17 公開質問状」に対しては、回答期限の6/10を過ぎても全く反応を示さず、無回答無反応を続けている。

■つまり、団体の説明責任の履行について、3/19 文教委以降に、最低最悪のレベルになった！

- 5) しかも6/10に教委に出した「2014年度の役員名簿」においては、全ての団体で、会長以下全ての役員の住所・電話、すなわち連絡先の記載の無い、言語道断の名簿になっている！

これでは議員のみならず所管する教委自身が、役員への問い合わせが出来ないし、その人物が実在するかどうかも確認出来ない！

以上の事実を見れば、体協は、現在、政治倫理条例違反への幫助を中止しただけで、コンプライアンス破壊を全く反省せず、「政治倫理条例違反への幫助や関係責任は存在しない」とうそぶき、「公的補助はもらうが、議員からの質問には答えない」、「全役員の住所連絡先を不明にする」という「ブラックボックス団体」と化してしまっている。

●つまり、体協のコンプライアンス破壊は最低最悪のレベルに落ちて、全く改善の可能性が認められない。こんな体協に対しては、直ちに、全ての補助援助を停止すべきだが、どうか？！

A 2 : 教育委員会といたしましては、現行の要綱等の整備が必要となりますので、庁内議論を踏まえた上で検討を重ねたいと考えています。

Q 3 : 3/19 文教委答弁で、私が、

体協のコンプライアンス破壊が酷いから、「組織として真摯に反省し、謝罪文等を再発させないことの再発防止の誓約書を教育委員会に提出するまでは、一切の補助や優遇措置、減免などを停止すべきだ」と求めた事に対して、

「委員御指摘の問題は、今後におけます検討課題とさせていただきたいと考えております。」

と答えたが、3月議会以降、教委は何をどのように検討してきたのか？

住所付き名簿を戸田に渡した件で体協に責められた事への対応や、ルミエールでのザイトク集会問題への対応で手一杯で、この件での検討が出来ていないのではないのか？

A 3 : 教育委員会といたしましては、個人情報の問題等、諸問題の検討等で時間を費やしていたのは事実であります。

しかしながら先ほどの答弁と重複いたしますが、庁内議論を踏まえ検討を進めたいと考えています。

Q 4 : 公的補助団体たるもの、一般市民からであっても、(クレーマー的質問ではなく) まっとうな質問を受けたら、ちゃんと回答するのが当然ではないか? 少なくとも「そうするのが望ましい」事ではないか?

A 4 : 一般論で申し上げますと望ましいと考えます。

Q 5 : ましてや市政チェックを職務とし、市民の負託を受けた市議会議員が質問をした場合、それにちゃんと回答する説明責任がある、と見なすべきと思うが、どうか?

A 5 : 一定の説明責任はあるものと考えております。

Q 6 : そもそも「公的補助団体の説明責任」というものについて、教委はどのように考えているのか? 体育協会について言えば、教委からの質問にだけ答えればよいと考えているのか?

A 6 : 公的補助団体は市民の税金を補助金という形で受けておられるため、市民に対しての説明責任はあると考えます。

Q 7 : 私の場合、「5/21 公開質問状」で、「市議会議員から貴協会の運営に関して質問を受けた場合に誠実に回答するのが当然の責務だと思うが、貴協会はどう考えているのか? はっきりと回答されたい。」と質問しても全く無反応無回答である。

質問書の概要は、

- 1) 市議会議員から貴協会の運営に関して質問を受けた場合に誠実に回答するのが当然の責務だと思うが、どう考えているのか?
どの議員からのどういう質問かによって、回答するしないを選び好み出来ると考えているのか?
- 2) 昨年の「5/17 糾問と公開質問」への対応を役員の間で検討したのか?
検討したとすれば、いつ、どのような役員による協議を行なったのか、具体的に答えられたい。
- 3) 貴協会はこの条例違反幫助について、その過ちを認めて猛省の意志を表明し、再発防止を社会的に誓約するのが当然だと思うが、貴協会はどう考えるのか?
- 4) 貴協会(および一部傘下団体)が吉水議員の「団体役員への就任」について行なって来た事は、「議員政治倫理条例違反への幫助」、それも「意図的で継続的な幫助」である。違うか?!
こういう行為は公的補助団体として許されない「コンプライアンス(法令遵守)の破壊」であるが、貴協会はどのように考えているのか?
- 5) 宮本会長名で市教委に出した4/11付け『申入書』の中で、当職が貴協会役員達に送った3/13付け「公的補助団体にあるまじきコンプライアンス(遵法)破壊を繰り返している体育協会への糾問と抜本

改善要求」を「政治色の強い文書」と歪曲して決めつけ、

それを口実にして当職からの批判指摘に真摯に向き合おうとしない事を正当化しているようだが、
いったい私の3/13文書を「政治色の強い文書」と歪曲して決めつける理由は何か？

様々な事実を列挙して貴協会や宮本一孝会長を批判しているから「政治色の強い文書」だと言うのか？

そしてまた、貴協会が「政治色の強い文書」と決めつけてしまえば、真摯に検討や回答をしないでよくなると考えているのか？

- 6) 当職が再三指摘している「門真市選出の大阪府議でもある宮本一孝会長の数々の不祥事」、即ち、
- 1) 3年10ヶ月に渡る違法看板の意図的な使用（府議当選後も市議時代の看板を併用する）、
 - 2) 5ヶ月に渡る看板での政党偽装（自民党を離党したのに自分の看板にずっと「自民党」と記載）
 - 3) 不正行為をしても質問書に答えず説明責任も果たさない（看板不正事件について、2011年3月に私が「公開質問状」を出して文書回答を求めたが、全く回答をしなかった）
 - 4) 民族差別暴力集団＝在特会の凶悪犯罪者＝荒巻靖彦との黒い交際、
 - 5) 迂回寄付による税金還付、しかも「返納したいが税務署が受けてくれない」というウソ発言、
- はいずれも2010年3月の貴協会会長への就任以降も長らく改めされなかったか、今も全く改められていないか、新たに発覚したかの不祥事である。

スポーツマンシップを率先垂範すべき体協の会長として、宮本一孝会長はこれら不祥事について明確に陳謝や改善表明を行なうのが当然ではないのか？

貴協会もそのように促すべきではないのか？

宮本一孝会長や田中理事長の家や電話番号は知っているが、穏健に話を進めるには、とりあえずは、教委から体育協会に対して、「体協は市議会議員から質問があった場合、回答しないという考えですか？」と問いただしてもらいたい。

「議員からの質問」という点では、これは私だけの特殊事情ではない。現に佐藤議員も「自分も体協に質問したい事がある」と私に言っているし、他にもそういう議員がいる可能性が高い。

電話一本で済む話だから、文教委終了後1～2日以内に、宮本一孝会長か田中理事長に電話して、

「複数の議員からこれを体協に質問して欲しいと要望されているのですが、体協は市議会議員から質問があった場合、回答しないという考えですか？」

「体協が議員に回答する場合は、何か条件があるのですか？」

「質問状はどのようにして、体協の誰に渡せばいいのですか？」

と質問してもらいたいが、どうか？

こんな電話での簡単な質問が出来ないはずがないが、どうか？

◆この電話質問は、体協の説明責任意識を測定する重要な機会である事を認識されたい。

◆教委の職務の一貫として、この電話質問は行なわなければならない。

(文書質問ならもっと良い)

A7：体育協会に対して、そのような問合せを行うことは、やぶさかではございませんが、それ以外の具体的な内容につきましては、質問者が直に行っていただきたいと考えております。

※戸田補足：もっとちゃんとした答弁を求める！

戸田という一議員の代弁者としてではなく、公的補助団体を所管する責任部署として、「お宅の団体は、市議会議員から公的な質問状を出されても回答しない、という見解を取ってるんですか？」と体協に対して問いただして欲しいという事だ。

私はいっさい回答をもらえない状態だから体協に問いただしようがない。

Q 8：公的補助団体の役員への議員就任は、その団体の団体意志決定によって初めて実現するものである。だから団体役員個人が、勝手に団体役員の肩書をつけた文書を出したとか団体役員の肩書を使って発言したとかとは、わけが違う。

「公的補助団体の役員への議員就任」は、その団体に関しては、

- 1) それが「議員政治倫理条例の目的実現」を阻害する事を認識した上での、行為であり、「議員政治倫理条例の目的実現」への意識的な敵対である。
- 2) それによって「当該議員が議員政治倫理条例への違反行為をする事になる」事を認識した上での役員選出であるのだから、「議員政治倫理条例違反への幫助行為」である事は明白である。

教委はこれについて何か異論があるか？

A 8：議員の就任している役職がすなわち議員政治倫理条例に抵触するものであるか否かは、あくまでも審査会の審議により判断されるものであり、役職の名称によっては、団体として即座に条例違反であるか否かの判断が出来かねる場合もあろうかと考えます。

しかし、議員ご指摘のとおり組織の役員は個人のみでの発意でなるものではなく、組織の承認があつて、初めて成立するものであることから、仮に団体が議員の条例違反を認識しながらも役員の就任を承認したならば、そのように見なされても仕方がないことであると考えます。

Q 9：体協のコンプライアンス破壊がここまで悪化した一因は、吉水議員への最初の政治倫理条例違反認定・議長警告処分の段階で、体協に対して「議員の役員就任は、議員政治倫理条例の目的実現に敵対する行為であり、議員政治倫理条例違反の幫助に当たるので、議員の役員にしないで下さい」、という毅然たる姿勢で体協への説得啓発に当たらなかった事にあると思うが、どうか？

教委の理論武装が弱かったのではないか？

10月段階で「体協が何も答えない」姿勢だった時に、論争をいとわず、つつこむべきだったのではないか？

A 9：本来、このような問題は団体のコンプライアンスに対する姿勢が重要であり、倫理上、道義上の判断に委ねるべきものでありますが、その時点で条例抵触の事実があったことから、口頭での注意喚起を行ったところでは。

その後、団体からの応答がないまま時間が経過したことにつきましては事実であり、その間に方法は別として何らかの働きかけを行う必要があったかとも考えます。

Q10：今現在は、議員の役員就任は無くなっているが、5/19 宮本発言にあるように、体協は「議員政治倫理条例への議員の違反と体協は無関係」という暴論を吐いて居直っている。

再発防止のためにも、この際ハッキリと、「議員の役員就任は、議員政治倫理条例の目的実現に敵対

する行為であり、議員政治倫理条例違反の幫助に当たるので、公的補助団体はそういう事をしてはならない」、と見解を明らかにするべきだ。

そういう見解をこの場で明言されたい。

A10：門真市議員政治倫理条例は議員個人が公的補助団体の役員に就任することを禁じているものであります。

先程も申し上げましたとおり、団体の役員への就任につきましては、個人の発意のみで成立するものではなく、団体側の承認も併せて必要であることから、政治倫理条例に抵触することが明らかな場合であって、かつそれを容認した上で団体の役員に就任させることは条例違反を容認していると思われても仕方ないことであることから、公的補助団体については、そのような誤解を招かないよう自浄努力をすることが必要であると考えます。

Q11：体協がやっと6/10に教委に出した「2014年度の役員名簿」においては、全ての団体で、会長以下全ての役員の住所・電話、すなわち連絡先の記載の無い、言語道断の名簿になっている！

そこで、そもそもの話として聞くと、

q 1：体育協会の役員は何名か？ 20名です。

q 2：体育協会の傘下団体の数はいくつ？ 14団体です。

q 3：体協傘下団体全部の役員の総数は何人か？ 226人です。

q 4：教委所管の「公的補助団体」のうち、「体協および体協傘下団体以外の団体」の総数はいくつ？ 210団体です。

q 5：「体協および体協傘下団体以外の団体」全部の役員の総数は何人か？ 276人です。

q 6：「体協および体協傘下団体以外の団体」のうち、「教委に役員名簿を提出するに際して、役員全員の住所を記載しない団体」はいくつあるか？ 11団体です。

q 7：「体協および体協傘下団体以外の団体」のうち、「教委に役員名簿を提出するに際して、会長（代表）、副会長（副代表）、事務局長などの「上級の役員」の住所を記載しない団体」はいくつあるか？ 11団体です。

Q12-1：今の回答で、今回体協がいかに異様な情報隠しを行なったかがはっきりした。

※体協関係以外の団体は、210団体ある中で、会長（代表）、副会長（副代表）、事務局長などの「上級の役員」の住所を記載しない団体は、たった11団体しかない。

この「11団体」はどのような団体か？ なぜこういう状態になっているのか？
これにまず答えてもらいたい。

A12-1：・・・小学校区の校区育成協議会です。・・・

Q12-2： こういう「役員の住所不明」状態では、議員のみならず所管する教委自身が、役員への問い合わせが出来ないし、その人物が実在するかどうか確認出来ないのではないかと？

(2013年度名簿で戸田が郵送したら、3団体3役員が「宛先に該当者なし」で返送されてきた。

※うち、1人は団体の会長だった。住所が書いてあってさえ、体協提出名簿の信用性には疑わしい所があった)

仮に今はまだ従前からの情報があって架空人物ではないと確認出来るとしても、今後これが続けば、体協と傘下団体の役員の実態はどんどん分からなくなり、ブラックボックス化してしまい、公的補助団体としてあるまじき状態にあると思うが、どうか？

A 1 2 : 公的補助団体の役員の実態が明らかでないことは望ましいことではないと考えます。

Q13 : そもそも、「公的補助団体の役員にはなるが、教委に対しても住所電話を教えたくない」、という我が儘勝手は許されるのか？教委はそれを許すのか？

A 1 3 : 教育委員会といたしましても指導すべきと考えておりますが、個人情報の取り扱いは、適切に行う必要があると考えます。

Q14 : 「全役員連絡先削除した名簿しか出さない」という事は、体協から教委へのメールによると「6/41理事会で決定したから」、との事だが、なぜそのような異様な決定をしたのか、理由の説明はあったか？

A 1 4 : 「過去のような利用のされ方がなされないようにと、【住所、電話番号】については記載しない」との記述がありました。

Q14-2 : 教委はその理由を問いただしたか？

A14-2 : 行っておりません。

Q14-3 : まだ問いただしていないとすれば、早急に文書で問いただし、「回答期限をつけて文書での回答を求める」べきだが、どうか？

A14-3 : 団体自らが決定されたことですが、教育委員会といたしましては、やはり公的補助団体であるため、緊急事態等の対応もあることから連絡先は必要であると考えております。しかし、体育協会以外の団体も含めて全庁的な実態の把握も必要であると考えています。

Q15 : 現実問題として、会長などトップクラスの役員については、教委には電話住所も分かって連絡に不自由しない状況が続くだろうが、そういうトップクラスの役員以外の役員達については、連絡先も分からない、実在の人物かどうかとも判然としない、という状況になっていく。

そうすると、教委が団体役員全体に伝達したと思った事でも、実際にはトップクラスの役員の所で情報が握りつぶされていて、役員全体には伝達されていない、という事が起こり得る。

これはまた、一部のトップクラス役員による独裁的で非民主的な運営を容易にしまい、健全な団

体運営からほど遠くなってしまふ。こういう危険性について、教委はどう考えるか？

A 15：議員のご指摘は理解するところもございますが、団体の運営は、団体自らが決定されるところでありまして、社会教育法によります社会教育関係団体に統制的支配を及ぼすことはできないため、慎重に対応したいと考えています。

Q16：さらに、体協・傘下団体に不正・違法・いじめ・パワハラ・セクハラ等の問題が発生したり、またはそういう通報が教委に寄せられて、教委が調査する必要が生じた場合に、トップクラスの役員以外の連絡先が分からないと、一部のトップクラス役員に聞いたり処理を任せるしかなく、トップクラス役員が真相を隠蔽したり情報を握り潰したりしても、教委は真相把握が全く出来なくなってしまふ。

そういう事が起こってもいいのか？警察沙汰や裁判沙汰を含めて何かあった場合、「教委は役員達の連絡先を全く知らせてもらってません。役員がどこに住んでいる人なのか、実在するかどうかも把握していません」、で世間に通ると思うのか？

A 16：スポーツ基本法では、団体はスポーツに関する紛争は迅速かつ適正に解決に努める。また自治体はそれらに対して必要な措置を講じるものと規定されております。

よって議員ご指摘の団体に問題が発生した場合におきましては、教育委員会といたしましては、その解決に向けて措置を講じる必要があるものと考えおきまして、やはり役員等の連絡先がわからなければ、解決に向けての措置を講じることは不可能であり、連絡先は必要であると考えます。

Q17：以上の事を考えると、教委は体協・傘下団体に対して、「全役員の住所記載無しの役員名簿では了承できないので、従前通りの記述内容の名簿にして提出し直しなさい」、という要請書を出すべきと思うが、どうか？

最も譲ったとしても、代表・副代表（会長・副会長）、会計、事務局長、理事、監査の人の住所は記述させるべきと思うが、どうか？

A 17：どこまでの役職に提出を求めるか、その役職については議論する必要があります。

Q18：体協の役員名簿の「新方式」を放置していると、「安楽に役員としていよう」という風潮が、他の補助団体にも広がって、どんどんブラックボックス化が広まってしまふ。

体協の「新方式」を放置する以上は、他の団体がこの「新方式」を採用する事を止める事が出来ない。教委の見解はどうか？

A 18：公的補助団体の役員の実態が明らかでない状態は決して望ましいことではないと考えます。

~~~~~

終了！！

